

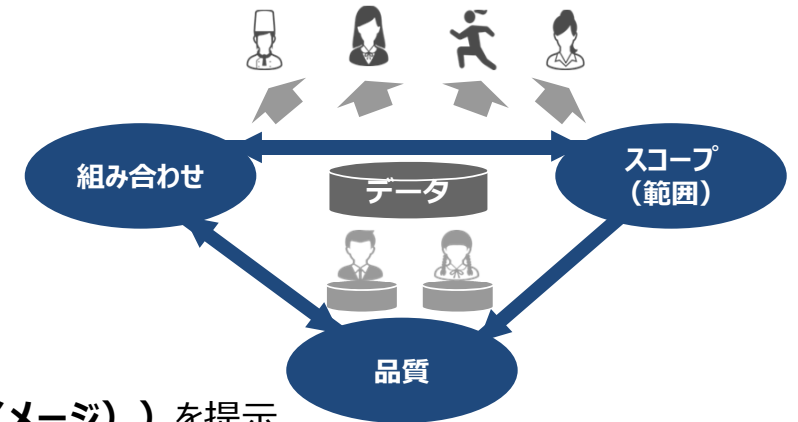
教育データ利活用ロードマップの 検討状況について

令和3年11月9日
デジタル庁

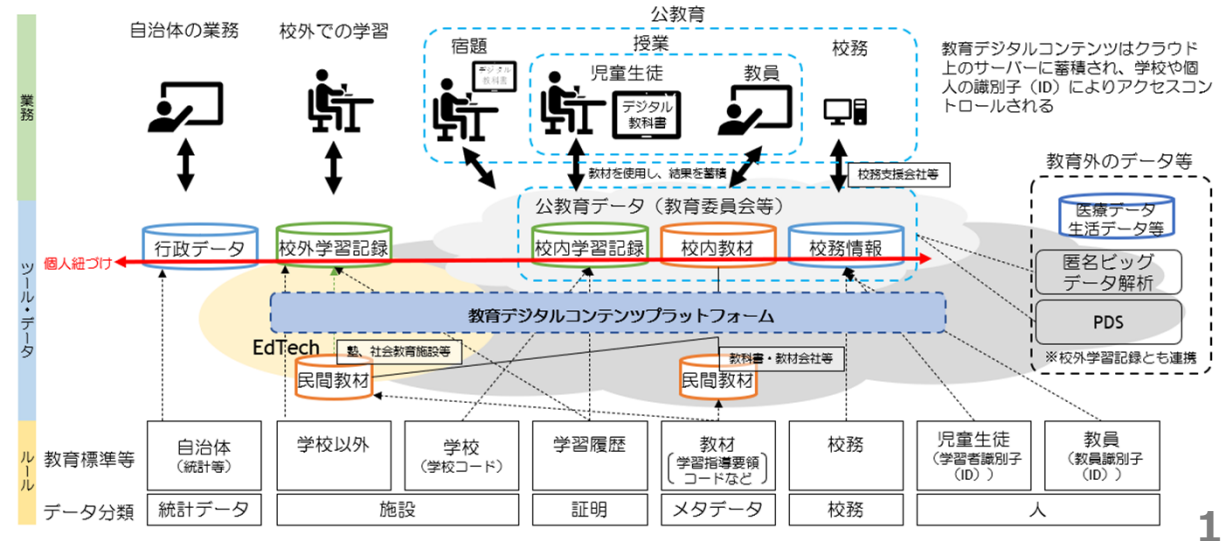
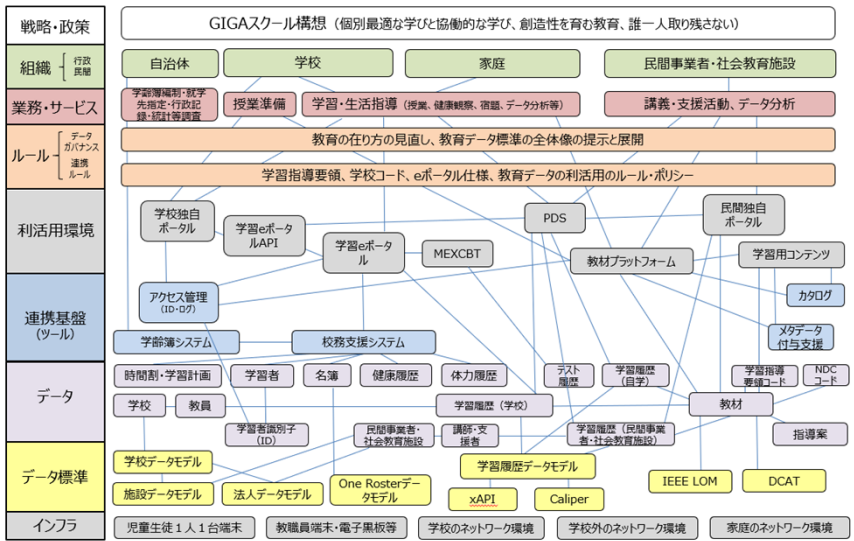
※次ページ以降は、令和3年10月25日付け公表資料「教育データ利活用ロードマップの検討状況について(デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省)」より抜粋

ロードマップの検討状況のポイント①

- 本年9月のGIGAスクール構想に関するアンケートの取りまとめに引き続き、関係省庁で教育データの利活用に向けたロードマップの策定に着手。まず、教育のデジタル化のミッションを「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」と掲げ、そのためのデータの①**スコープ（範囲）**、②**品質**、③**組み合わせ**、の充実・拡大という「**3つの軸**」を設定。 誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会



- これらを実現するために、**教育データの流通・蓄積の全体設計（アーキテクチャ（イメージ））**を提示。



— ロードマップの検討状況のポイント②

- その上で、「ルール」「利活用環境」「連携基盤（ツール）」「データ標準」「インフラ」といったそれぞれの構造に関連する論点や、必要な措置について整理。

論点	検討の方向性
教育データの全体像	教育データを、①主体情報、②内容情報、③活動情報に区分するとともに、アーキテクチャを踏まえたデータの流れからの全体イメージを整理。
調査等のオンライン化・教育データの標準化	調査等のオンライン化を行った上で、優先順位を考えながら、随時教育データの標準化を行っていく。その際、国際的な標準を参考にしつつ、我が国の実情に合う形で進めていく。
教育分野のプラットフォームの在り方	求められる新たな価値とニーズの分析を行った上で、全体像の中で「学習eポータル」「学外デジタル教育プラットフォーム」「教材プラットフォーム」「公教育データ・プラットフォーム（仮称）」といった各施策を位置付け。
学校・自治体等のデータ利活用環境の整備	学校や自治体等が教育データを利活用できるよう、学校のネットワーク回線や校務支援システム、教職員端末、児童生徒の端末の将来に加え、ガバメントクラウドといった共通基盤の活用について検討を進める。
教育データ利活用のルール・ポリシー	教育データの利活用の原則のほか、1人1台端末を安全・安心に利活用するためのガイドラインの方向性や、個人情報の取扱いが問題となる場面について整理。
教育データ利活用に必要なリテラシー	教育データ利活用に関わるそれぞれの者が必要なリテラシーを学ぶことができるよう、ライフステージや場面に応じた機会を提供するための施策について検討。
生涯にわたり学習者が教育データを活用できる基盤の構築	生涯にわたり学習者が教育データを利活用できるよう、識別子（ID）やPDS（Personal Data Store）・情報銀行の活用の在り方について論点を整理。
デジタル社会を見据えた教育の在り方の見直し	個別最適な学びと協働的な学びを真に実現するために、ミッション・ビジョンも踏まえ、制度面等で改善すべき点がないか、関係省庁が「ワンチーム」となって検討。

- 現在、デジタル庁アイデアボックスを活用し、**10月25日から11月26日まで、本ロードマップについて広く皆様から御意見を募集中。**今後、必要な措置について更に深掘りしていくとともに、いただいた御意見や有識者との意見交換を踏まえ、**年内を目途にロードマップを取りまとめ予定。**また、そのエッセンスについては、デジタル社会形成基本法に基づき閣議決定する「**新重点計画**」に盛り込み、**施策を推進**していく。